

令和3年5月25日

総務企画常任委員協議会会議概要

委員長 大矢 保

1 開催日時 令和3年5月25日（火曜日）午後1時27分～午後2時6分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第2回定例会提出予定案件

- ①契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）
- ②契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）
- ③契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）
- ④契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）
- ⑤契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）
- ⑥契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）
- ⑦財産の取得について（ノートパソコンの購入）
- ⑧青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- ⑨青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑩青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

(2) その他

- ①事故の報告について

○出席委員

委員 長 大 矢 保	委 員 藤 田 誠
委 員 軽 米 智雅子	委 員 木 下 靖
委 員 万 徳 なお子	委 員 丸 野 達 夫
委 員 秋 村 光 男	委 員 渋 谷 勲

○欠席委員

副委員長 山 崎 翔 一

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長 館 山 新	総 務 部 次 長 佐 藤 秀 彦
総 務 部 理 事 成 田 智	総 務 部 参 事 三 上 智 幸
企 画 部 長 織 田 知 裕	税 務 部 次 長 工 藤 哲 也
企 画 部 理 事 佐々木 淳	浪岡振興部次長 小笠原 聡
税 務 部 長 川 村 敬 貴	総 務 課 長 竹 内 巧
浪岡振興部長 三 浦 大 延	納税支援課長 松 本 和 久

会計管理者 柿崎哲男
監査委員事務局長 太田綾子

教育委員会事務局総務課主幹 船橋尚史
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木村結衣
議事調査課主事 笹田貴子

議事調査課主事 柿崎良輔

○大矢保委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

欠席は、山崎翔一委員及び山谷選挙管理委員会事務局長であります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和3年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いを申し上げます。

初めに、「契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について（青森市立小柳小学校屋外教育環境整備工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、小学校グラウンド舗装工等一式工事であり、工期につきましては、令和4年3月31日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社桜井工務店と1億5953万9068円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建、延床面積7713.30平方メートルの建築一式工事であり、工期につきましては、令和5年11月30日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、鹿内・盛・今建設工事共同企業体と24億7500万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）」の報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築電気設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、電気設備工一式工事であり、工期につきましては、令和5年11月30日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、青森相互電設株式会社と2億3154万100円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）」について報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について（青森市立筒井小学校校舎等改築空調設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、空調設備工一式工事であり、工期につきましては、令和5年11月30日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、東和管工株式会社と2億6186万6000円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上となります。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）」の報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております「契約の締結について（青森市立西中学校既存校舎解体工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、解体工一式工事であり、工期につきましては、令和4年3月25日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社西田組と3億6267万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております。「契約の締結について（青森競輪場北側スタンド棟解体等工事）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

工事概要につきましては、北側スタンド棟の解体工事と、解体に伴う既存の電気配線及び機械配管等の撤去となっており、工期につきましては、令和4年3月31日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和3年4月22日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社鹿内組と2億20万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

このたびの契約につきましては、予定価格が1億5000万円以上の工事でありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております。「財産の取得について（ノートパソコンの購入）」について、御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、子どもたちの未来を見据え、児童生徒の1人1台学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるGIGAスクール構想を実現するため、小学校3年生の児童及び小・中学校の全教師用として、ノートパソコン2933台を取得しようとする

るものであります。

入札結果につきましては、去る令和3年4月16日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社ビジネスサービス青森支店と1億3163万3040円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として入札執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定しているものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありますか。万徳委員。

○万徳なお子委員 児童用と教員用の内訳をお示してください。

あともう1つ、何か、大きな——充電装置、あれはこの中に入っていないんでしょうか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、児童用が1964台、小学校の教師として724台、中学校の教師用として245台の計2933台となっております。

また、充電の、いわゆる機械の部分については、この中には入っておりません。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 いや、あの、充電器というのは、何か、それぞれのパソコンを充電する機械が、学校では1教室に1台ずつ置いてあったと思うんですが、それは別途購入するということになるということでしょうか。

○大矢保委員長 担当者、分かっている方。総務部長。

○館山新総務部長 担当課からお答えさせます。

○大矢保委員長 はい。

○船橋尚史教育委員会事務局総務課主幹 充電保管庫につきましては、令和2年度に、小学校1年生から中学校3年生までのクラス分の数を各学校に配備しております。

○大矢保委員長 そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

1の制定理由であります。今回の改正は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことなどに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目3点について、順に御説明申し上げます。

まず1点目は、資料1ページ、2の(1)グリーン化特例(軽課)に係る見直しについてであります。

グリーン化特例は、平成27年度の税制改正において、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から導入された措置であり、燃費性能等の優れた軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度において、軽自動車税種別割の税率を軽減する措置であります。

今回の改正では、自家用軽貨物車及び営業用軽貨物車につきまして、電気自動車と天然ガス自動車のみを軽減の対象とする重点化を行うとともに、営業用乗用車と自家用及び営業用軽貨物車の軽減期間について、現行、令和2年度までに取得した場合に軽減するとされているものを2年間延長し、令和4年度までに取得した場合に適用するものであります。

なお、今回の見直し後の課税額につきましては表のとおりとなっており、表の網かけ部分の自家用乗用車につきましては、既に令和元年度において条例改正を行い、施行済みとなっているものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

2点目は、住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応についてであります。

住宅ローン控除は、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税において、控除限度額——これは最高13万6500円でありますけれども、その範囲の中で控除する措置であり、個人住民税における現行制度は、平成20年度から実施しているものであります。

この中で、平成31年度の税制改正では、消費税率が8%から10%に変更されたことに伴いまして、新たに住宅を購入し、令和2年12月31日までに入居した場合には、住宅ローンの控除期間を、それまでの10年間から13年間とする特例措置が講じられたところであります。

今回の改正では、表にありますとおり、新築の場合は対象契約期間が令和2年10月から令和3年9月末までに、建売・中古等の場合は、令和2年12月から令和3年11月末までに契約し、それぞれ令和4年末までに入居した場合に、住宅ローン控除の特例措置が受けられるよう延長されたものであります。

また、これに加えまして、合計所得金額1000万円以下の者については、これまで住宅の床面積50平方メートル以上を対象としたものを、40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅についても対象とするものでございます。

なお、今回の措置による個人住民税の減収分につきましては、地方特例交付金に

より全額国費で補填されることとなっております。

続いて、資料3ページを御覧ください。

3点目は、個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しについてであります。

平成30年度税制改正大綱におきまして、フリーランスなど様々な働き方に対応して働き方改革を後押しする観点から、個人所得課税の見直しとして、給与所得と年金所得のある方に適用される給与所得控除と公的年金等控除の一部である10万円について、全ての方に適用される基礎控除に振り替える見直しが決まり、これが、令和2年分の所得税と令和3年度分の個人住民税から適用されることとなったところであります。

今回は、この見直しを受けまして、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、改正されたものであります。

具体的には、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げるとともに、給与所得者等が2人以上いる世帯に対応するため、当該給与所得者等の数に応じ、軽減判定所得基準に10万円を加算するものでありまして、これにより、給与所得者等の収入額が変わらないにもかかわらず国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるといった影響を生じさせないようにするものであります。

主な改正項目については以上でありますけれども、これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正や、条項ずれ等に伴う改正について、所要の整備を行うものであります。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 資料の2(3)の3つ目の丸の、2人以上いる世帯が軽減措置に該当しにくくなるというところが、ちょっとこう理解力がないのか、よく分からなくて。現行でもなかなか該当しにくくなるのが、より該当しにくくなるということなんでしょうか。その辺も、ちょっと説明いただければと思います。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 軽減の判定につきまして、まず、基礎控除として33万円だったものを、これがフリーランスですとか農業所得ですとかの給与所得や年金所得以外の方は、そもそも控除10万円があり、それを基礎控除のほうに振り分けるという改正が、既に地方税法で対応しておりましたので、これを今回、国保税の減免に係るものとして改正するというのが、まず1つであります。

お尋ねの、給与所得者が何名かいるときに、それが該当しづらくなるというところにつきましては、何人か給与所得者がいた場合に、その給与所得者の基礎的な控除の部分の10万円を人数に応じて控除してあげないと不公平が生じるというよう

なところがありましたので、これを、そもそも10万円上がった分がまず1人分ありますので、その方以外に家族の中で給与所得等がある人がいれば、その人数を掛けて控除して、控除の額を多く見よう、適切に見ようという改正であります。

○大矢保委員長 理解しましたか。万徳委員。

○万徳なお子委員 確認ですが、そうすると、該当する方が、この制度をあまりよく理解していなくても、軽減判定にさせていただけるという意味なんでしょうか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 まず、そういう御心配につきましては、軽減等の相談にいらっしゃった方につきましては、窓口で世帯の収入の状況とかをきちんと確認させていただいて、該当するかしらないかというものをきちんと説明させていただくこととしておりますし、これまでもそのようにしてきておりますので、該当するかしらないか分からない方が、知識が曖昧なので該当しなかったということは、あり得ないというように考えております。

○大矢保委員長 はい、ほかに御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

1の制定理由であります。今回の改正は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律——感染症法と一般的に言っております——において、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症に位置付けることなどのために、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が令和3年2月3日に公布されたことに伴い、青森市国民健康保険条例において必要な改正を行うものであります。

改正の概要についてであります。本条例附則第5項から第10項において、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給について規定しており、その附則第5項において、新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」と規定されているところを、これからは、「病原体がベータウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」と改めて規定するものであります。

つまり、法律のコロナウイルスの定義が変わりましたので、その定義にのっ

て条例上の定義を変更しようとするものでございます。

また、本条例の施行期日は、公布の日から施行することとし、改正の前後において傷病手当金の支給対象となる傷病の範囲に変更はなく、変異株によるものは従前から含まれているものであります。

なお、傷病手当金の概要につきましては資料下段に記載しておりますので、御参考までに御覧になっていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。藤田委員。

○藤田誠委員 すみません。ちょっと分からないので教えてほしいんですが、あくまでも休業中の所得補償を補償するということなので、例えば、感染症になりました。お休みしなければならない。休業補償というか、給与は支払われるけども、傷病手当を支給されるという——カットされた場合に支給されるのか、給与がカットされなくても支給されるのか。そこだけちょっと教えてほしい。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 傷病手当金がどのような場合に申請を行えるのかという御質疑でありますけれども、給与等の支払いを受けている青森市国民健康保険の被保険者の方が新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり、感染が疑われることにより、療養のため労務に服することができない場合に申請していただくというものでございまして……

[藤田誠委員「休業補償なくてももらえるということか。はい、ありがとうございます」と呼ぶ]

○大矢保委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○大矢保委員長 なければこれにて質疑を終了いたします。

次に、「青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について」報告を求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について御説明申し上げます。

青森県市町村総合事務組合は、資料1に記載しておりますとおり、地方公共団体がその事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条の規定に基づいて設置された一部事務組合であり、現在、資料の中ほどにあります規約別表第1に記載される9つの市、30町村、22の一部事務組合、3つの広域連合の計64団体が加入し、資料の下ほどにあります規約別表第2に記載の11の事務を共同処理しております。

青森市は、規約別表第2の第10号、市町村税等の滞納整理に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日付で当組合の構成団体となっているところであり

ます。

資料2の規約変更につきましては、規約別表第2の第8号の事務を共同処理するために本組合に加入しておりました十和田地区食肉処理事務組合が、民営化に伴い令和3年6月30日をもって解散することとなりましたことから、規約から削除するものであります。

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減もしくは一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされておりまして、令和3年4月15日付で当組合から、構成団体であります本市に規約変更の協議依頼があったことから、このことについて、令和3年第2回青森市議会定例会に提出する予定となっております。

以上でございます。

○大矢保委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 十和田地区食肉処理事務組合が民営化されるということは、令和3年2月2日に発表され、同年2月3日の報道で見ました。それで、それについて、追認みたいなことですよね。ごめんなさい。それで、報道を見ますと、組合が施設改修費用の負担をできないから手放したというような報道だったんですが、その解散の経緯というか、理由というか、そういったことはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 申し訳ございません。個別の団体のそういう事情については、私ども、ちょっと承知しておりませんが、いろんな事情がありまして、その組合を解散して民営化に至ると。民営化に至ることから公設ではないということになりまして、結果として、この事務組合から脱退すると。それで、脱退するためには、組合の構成員から削除しなければならないということと、組合の規約の一部、別表に記載しているところを変更しなければならないので、これが、地方自治法の規定に基づいて議会の議決を得なければならないということから提案させていただくものでありまして、繰り返しになりますけども、大変申し訳ございません、個別の組合の事情につきましては、ちょっと承知しておりません。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 この提案が諮られるということは、事情も、やはり知っておくべきではないかなと思うんですが、何か、東京にあるIHミートパッカーというところが令和3年7月1日から請け負うそうですけれども、青森には、馬肉を食べる文化ってあるじゃないですか。専ら十和田でしょうけれども、青森市内にもありますから、やはり、青森の食文化にも関わることだと思うので、実務的なことに済ませず、その辺はつかんでいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○大矢保委員長 いかがでしょうかと聞いておりますけども。税務部長。

○川村敬貴税務部長 できる限りの事情をつかむように努力してまいります。

○大矢保委員長 はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 管財課職員の公用車運転中に発生しました事故について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生につきましては、令和3年4月26日午前9時8分頃、ベイブリッジと柳町通りの交差点において、管財課職員が運転する市車両——マイクロバスと、相手方車両——軽トラックが衝突したものであります。

市車両のマイクロバスは、本庁舎・駅前庁舎・柳川庁舎を結ぶ連絡バスで、午前9時5分に柳川庁舎を出発し、駅前庁舎に向かう途中、ベイブリッジを下り、時速10キロメートル程度で柳町通りに右折しようとした際、前方から走ってきた軽トラックと正面衝突したものであります。

今回の事故におきまして、市車両の運転手及び同乗者にけがはありませんでしたが、相手方の軽トラック運転手がけがを負っており、また、双方車両ともに損傷が見られたことから、現在、損害賠償について相手方と交渉中であります。

公用車の運転に際しましては、細心の注意を払うよう、日頃から職員に呼びかけているところであり、事故後、管財課運転手職員に対し、公用車の運転に係る注意喚起を呼びかけ、安全運転、安全確認に努めるよう、再度、職員一人一人に周知・徹底したところであります。

報告は以上でございます。

○大矢保委員長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。木下委員。

○木下靖委員 この事故、何か、まだ記憶にあるんですけども、発生当時はまだ過失割合というか、それがはっきりしないと。調査中であるということだったんですが、現段階ではそれははっきりしているんですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

今、私の説明の中でもあったとおり、現在相手方と交渉中であります。それで、今回、この事故に関しては、まだ具体的なものというのがはっきりしておりませんが、相手方の信号無視による直進が原因ではないかということで、一応その線で今、話を進めているという段階になっております。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 それは要するに、警察の見解としてそういう話になっているんです

か。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 警察から具体的なそういう話はありませんけれども、通常であれば、双方ともに過失がある場合には、いわゆる損害保険代理店が入って交渉を進めていくものなんですけれども、今回は10対ゼロの可能性が強いということで、現時点では、市、職員と、その相手方と今、交渉を進めているというような段階になっております。

〔木下靖委員「はい、結構です」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 報告になかったんですが、公用車に今、ドライブレコーダー設置車両が多く見られるんですが、報告がなかったということは、これにはなかったということによろしいですか。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ただいまの御質疑にお答えいたします。

令和2年度から、公用車に対しましては逐次、新規リース・新規購入する車両にドライブレコーダーの導入を進めておりますけれども、今回の、この事故を起こしたマイクロバスにはついておりませんでした。

○大矢保委員長 いいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければこれにて質疑を終了いたします。

この際、理事者側からほかに報告事項等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんから御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 それでは、以上をもって本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)